

審 査 基 準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 2 条、第 3 条（質屋の許可の申請） 第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： 質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：